

○明和町議会委員会等傍聴規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

**第2条** 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

**第3条** 傍聴人の定員は、空席の状況等により委員長等が決める。

(傍聴の手続)

**第4条** 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 前項に規定する手続は、先着順に行うものとする。ただし、前条に規定する定員を超える傍聴人がある場合には、委員長等はその手続を中止することができる。

3 傍聴人は、第1項に規定する手続を行った日に限り、傍聴することができる。

(傍聴ができない者)

**第5条** 次に該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器、刃物、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 委員長等は、必要と認めたときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 委員長等は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

**第6条** 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛に議事を聞くこと。

(2) 委員会等における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に

現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこと。

(6) その他委員会等の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

**第7条** 傍聴人は、委員会等を秘密会とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

**第8条** 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

**第9条** 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長等は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

**第10条** この規程に定めるものの他、委員会等の傍聴に関し必要な事項は、委員長等が定める。